市町村	付コード	8													Ī	打田	丁村	コ、	— I	~
4 6	2 0 1	2			事	F ;	業	所	1	锐	(4	6	2	0	1	2
鹿	児 !	島 県	Į		領	į,	収	証		書		<u> </u>)		鹿		ļ	見		島
鹿	児 !	島	ī												鹿		ļ	見		島
垂	『便振替	口座都	番号			力	П		入			者				į	郵值	更振	替	П,
020	70-6	- 9 6	0 0	0 1			鹿児	見島 F	市会	計管	理者	<u>.</u>			0	2 (7	0 –	- 6	_
住所又	は所在地 -															所又 〒	は原	斤在 5	地 -	
氏名又	は名称											杉	ŧ		氏纟	名又	には名	名称		
年度		処	理	E	事	-	<u> </u>		Allei.	養 彩	8 者				年					ע
, , , ,																				
事	業年度		果税基	朝間			E	Þ	告	X		分					事			
•	•) i	•	•	まで											•		•	カミ	
税	額	01	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円		税			客	頂	
延滞	金額	02													延	滞	5 金	え 客	頁	
加算金	過少不·重	03													加算	金		過 不・	少重	
督促手	手数料	04													督	促	手	数制		
合 言	計 額	05													合		計		額	
法分	E又は、 年		・決 月		h付其 F								1	•		法	定	又に	ま、 年	
誓	約翁	内	 	予	定	日	前 47									誓		約	糸	内
 上言	年 己のとお		月 収し		F-	1	F									F:	記()	りと	年お	
-1- П		内税者			//_0		· 依 月	ţ								<u></u>	нг		受付	

4	6	2	0	1	2				事	1	業	所	· 1	兑		$\widehat{\mathbf{M}}$	\		
鹿		児	ļ		島	県	Į		納		作	t	ŧ	書	()		
鹿		児	ļ		島	Ħ	1												
	垂	『便	振	替「	コ座	番	号			加			入			者			
0 2	2 0	7 0	-	6 -	- 9	6 (0 0	0 1		鹿児島市会計管理者									
	所又≀ 〒	は所	在地 -	1															
氏名	る又は	は名	称													梫	Ŕ		
年月	度				処		理		事	邛	Į		弟	き 矜	者	番	号		
	巪	業	年			課	税基	期間			F	<u> </u>	告	2	₹	分			
	•	•		から			•	•	まで										
税			額	1	0]	L	百	+	億	千	百	+	万	千	百	十	円		
延	滞	金	額	į	02	2													
加算	i金	超牙	1 · 1	少重	03	3													
督	促=	手娄	女彩	ł	04	1													
合	į	計	名	領	05	5													
									 付期 日 定			Δ π	<u> </u>	ı	<u>I</u>	ı			
	誓	糸			1			予		日		領 収							
-	上記のとおり納付します。)			日									
(受付店・受付局保管))			付 印											

市町村コード												
4	6	2	0	1	2							

事 業 所 税



鹿 児 島 県

領収済通知書

鹿 児 島

ゆうちょ銀行

福岡貯金事務センターへ・

郵便振替口座番号 入 加 者 鹿児島市会計管理者 02070-6-960001 住所又は所在地 〒 − 氏名又は名称 年度 処 理 事 項 義務者番号 申 告 区 分 事業年度又は課税期間 ま で 百十億千百十万千百十 額 01 延滞金額 02 加算金 一流・重 督促手数料 04 合 計 額 05 法定又は、更正・決定納付期限 誓 約 納 付 予 定 日 年 月 上記のとおり通知します。 鹿児島銀行 鹿児島 業務集中センターへ

市役所へ

納付についての注意

1 納付場所

- ◎鹿児島市役所納税課及び各支所税務課(係)
- ◎鹿児島市指定金融機関 鹿児島銀行本店、各支店、各出張所及び代理店 (ただし、代理店での証券による納付はできません。)
- ◎鹿児島市収納代理金融機関
 - ・ 次の本店、各支店及び各出張所
 - 銀 行)南日本・三井住友・みずほ・肥後・福岡・宮崎・ 熊本・西日本シティ・宮崎太陽
 - (信 託 銀 行) みずほ・三井住友
 - (信用金庫) 鹿児島・鹿児島相互・奄美大島
 - (組 合) 鹿児島興業信用
 - (農業協同組合) 鹿児島県信用農業協同組合連合会・鹿児島みらい・ いぶすき・さつま日置
 - (金庫)九州労働
 - 次の鹿児島県内各店舗
 - (漁業協同組合) 九州信用漁業協同組合連合会
 - ・次の九州管内(沖縄県を除く)の店舗 ゆうちょ銀行(郵便局を含む)
- ※ ゆうちょ銀行(郵便局を含む)は、納期限又は納付予定日を過ぎると 受け付けないこともありますのでご注意ください。

2 延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%。ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%に満たない場合は、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合))を税額に乗じて計算した金額。なお、延滞金の額を計算する場合において、その税額の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。また、算出した延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 滞納処分について

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促 状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合 は、地方税法の規定に基づき滞納処分をすることになります。